

公正取引委員会の平成２５年度概算要求について

平成２４年９月７日

公正取引委員会

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争による経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、総額８６億６０百万円（対前年度比△８２百万円、△０．９％）を要求することとした。

このうち、今般の社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、中小企業が消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境整備に万全の対策を講じるため、消費税転嫁対策として２億９４百万円を要求することとした。

このほか、中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化（優越的地位の濫用及び製造分野・サービス分野における下請法違反行為の取締り強化）、厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用（価格カルテル・入札談合事案への厳正対応及び企業結合事案に対する迅速・的確な審査）に重点を置いている。

また、これらの取組の強化等のため、５５名の増員（うち消費税転嫁対策３９名）を要求することとした。

（単位：百万円）

区 分	平成 24 年度 当初予算額 (A)	平成 25 年度 概算要求額 (B)	対 前 年 度 増△減額 (B-A)
１．厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用	３１０	３１７	７
２．中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化 ＜うち消費税転嫁対策＞	１５６ ＜－＞	４７５ ＜２９４＞	３１９ ＜２９４＞
３．競争環境の整備	１００	１０１	１
４．競争政策の運営基盤の強化	２０４	１８４	△２０
５．その他（既定人件費等）	７，９７３	７，５８４	△３９０
合 計	８，７４２	８，６６０	△８２

注：計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計は一致しない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局

官房総務課（予算関係）

０３－３５８１－３５７４

官房人事課（定員・機構関係）

０３－３５８１－５４７５

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

平成25年度概算要求における消費税転嫁対策の概要

- 平成26年4月に消費税率が引き上げられることを踏まえ、事業者間では税率引上げ時よりも早い時期から新税率下での価格交渉が始まることに鑑み、中小事業者に不当に不利益を与える転嫁拒否等の行為を未然に防止するとともに、違反行為に厳正に対処するため、平成25年度から消費税転嫁対策を講じることが必要。
- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(税制抜本改革法)及び政府の「消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部」で取りまとめられた方針に基づき、各種取組を実施するために必要な経費を計上。

税制抜本改革法 第7条第1号ホ	政府の取組方針(中間整理)	要求内容
○ 消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行う。 ○ 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行う。	<u>消費者・事業者に対する広報等</u> ○ 各種業界団体に対し、独占禁止法及び下請法の遵守を要請するとともに、講習会等を開催。	○ パンフレット等作成 ○ 講習会の開催
	<u>相談窓口の設置</u> ○ 優越的地位の濫用及び下請法上の問題への相談に対応する専用電話番号を設けるなど、相談窓口を整備。 ○ 中小事業者向けの移動相談会を実施し、中小事業者からの苦情・相談に積極的に対応。	○ 相談等対応要員の確保 ○ 相談会の開催
○ 独占禁止法及び下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずる。 ○ 不公正な取引の取締り及び監視の強化を行う。	<u>転嫁状況に関する監視・検査体制の強化</u> ○ 積極的に違反行為等の情報収集・調査を行うこととし、時限的に人員を拡大するなど、転嫁状況に関する監視・検査体制を強化するための所要の体制整備を図る。	○ 調査要員の確保 ○ 違反事件調査の実施
		○ 増員要求
消費税転嫁対策に係る要求額		294百万円